

平成31年4月7日執行

山形県議会議員選挙

村山市選挙区

選挙公報

山形県選挙管理委員会



自由民主党

のど淳一

じゅんいち

■略歴

昭和29年4月14日生まれ(64歳)

県立村山農業高校卒

県立農業短期大学校卒

村山市議会議員4期

前村山市議会議長

自民党村山市支部長

山形県議会議員

のど淳一6つの政策

◆ものづくり創生

最高の技術を持つ本市中小企業を支援します。建設業の活性化を図ります。

◆農業創生

農業の生産基盤の充実を進めます。

◆教育創生

故郷を大切にしている教育を目指します。

◆まちづくり創生

商業の活性化を図ります。

◆県土強靱化創生

雪対策を充実します。

◆福祉医療創生

地域医療の充実を図ります。



略歴
昭和57年 楯岡馬場地区生まれ
楯岡小・中学校卒業 県立山形東高校卒業 36才
学習院大学法学部卒業 県立山形東高校卒業
日本大学大学院法学部法務研究科中退
行政書士菊池大二郎法務事務所 代表
市制史上初の2千票超の得票で市議当選

- ① 住民の約半数が居住する中心地『楯岡』から県議会議員を！連続5期(約20年間)、楯岡から非選出の風を変えよう！
- ② 教育・文化・観光が調和する新しい拠点・街づくりを！
- ③ 全ての道は人材に通じる。特色ある人材育成・人材確保を！

さあ、希望の新時代へ。
いざ、村山の改革元年。

新しい活力。

若さ

スピード

行動力

発想力

発信力

胸に刻んだ
初心と感謝



きくち

大 一 郎

教育・人材育成・産業振興
未来を担う貴重な人材の通学安全の確保が急務。市道鶴ヶ町西線延伸(楯岡中前の道路北部延長～林崎交差点)の実現を加速させ、県立村山産業高校と県立楯岡特別支援学校を有する教育と居合道発祥地といった本市独自の文化・観光が調和する新しい拠点づくりを県との連携で加速。楯岡への人口流入をより促進し、河西地域の利便性向上のためにも全体的な東西線の整備を。全国的に少子化である以上、人口は減る。食い止めるというより人口に対する規模を適正化し特色ある地域づくりに投資を。未就学児には「手」がかかる。就学以降は子どもの成長に連れ「お金」がかかる。大前提に着目し、定住し続け子育てをする世帯にこそ就学以降の成長に添ったサービスが段階的に受けられるべき。特定時期だけではなく教育費負担感の平準化を。

福祉・医療
保育、介護、学童保育、自然環境をはじめ、人材不足は他分野に及ぶ。人口比が高く、かつ経験と知恵を有するシニア世代はまさに本市の財産。同世代の活力を注入する、生きがい創造・シニア版ハローワークの発想を具体化。

環境
大わらじ、仁王像の浅草とのつながりと侍文化の居合道を軸に県のインバウンド戦略と連携し国内外の誘客を促進。居合道は映画化に挑戦。

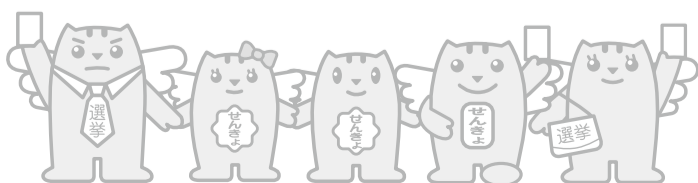
子どもが活躍できる場・居場所が乏しすぎる。教科書や試験科目「以外」の能力が次世代には不可欠。スポーツや芸術、新しい分野での活躍の場や今までにない応援給付金制度を創設・拡充。子どもの可能性に投資する保護者の負担軽減にもつなげる。一方で教師の業務量を見直し、地域教育の実践へ。郷土愛をもった県立村山産業高校の生徒が地元の課題を認識し活躍している。新銘柄の日本酒誕生が良い例。今後の産業振興に本市唯一の県立高校を活かさない手はない。財源の乏しい市や事業者のリスクのある投資に代えて、地域の課題克服に向けて情報技術や資源(源泉や耕作放棄地等)を活かした試験的又は実証的な事業を「生きた授業」の一環として生徒に託す。「事業から授業への投資」という新発想。雇用を守り、働く方の負担軽減のためにも介護施設の拡充が重要。例えば本市で3番目に世帯の多い戸沢地区は空白地域。経営健全化、遠隔医療等を促し安心の地域医療を。県立楯岡特別支援学校に幼児部門を創設し幼小中高の一貫化。更に重度障がい者のためのグループホームを誘致。障がい者及びその家族へは、より「生涯的」な視点が重要。

気候の変動、高齢化に対応した除排雪体制の構築。災害対策として森林・河川管理、増加する空き家への対策を。災害時の広報体制の改良、県の放送局設置を検討。

投票日 4月7日(日)

投票日に用事がある方は、4月6日(土)まで

期日前投票が出来ます。



山形県議会議員選挙

投票日

4月7日(日)

投票日に用事がある方は、4月6日(土)まで

期日前投票ができます。

投票についてのご注意

◇投票日は、4月7日(日)です。

なお、投票所によっては、投票日を繰り上げているところもありますので、御注意ください。

◇投票のできる時間は、午前7時から午後8時までです。

なお、投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでお確かめください。

◇入場券をお持ちください。

投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。

もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出ていただき、御本人と確認できれば投票することができます。

◇期日前投票の制度があります。

投票日に用事があり投票所に行けない方は、3月30日(告示日の翌日)から4月6日(投票日の前日)までの間に、前もって投票することができます。

詳しくは、お住まいの市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

◇投票用紙の書き方

投票用紙には、候補者の氏名をひとりだけ書き、その他のことはいっさい書かないでください。

◇代理投票ができます。

字が書けないときは、投票所で申し出ていただければ「代理投票」の方法で投票できますので、棄権しないでください。

◇ホームページ

山形県選挙管理委員会では、ホームページで県議会議員選挙に関する情報を提供しています。

(<http://www.elec.pref.yamagata.jp/>)

